

平成29年度第5回環境影響評価審査会議事録

掲載日：2018年4月4日

議事録

開催日時

平成30年1月29日（月曜日）17時00分から19時00分まで

開催場所

波止場会館5階多目的ホール

出席者

一ノ瀬友博、大澤啓志、片谷教孝、清宮理、河野忠、小林剛、斎藤馨、廣江正明、藤倉まなみ【副会長】、三島万里【会長】、宮澤廣幸、吉田聰

傍聴者

13人（一般傍聴の定員25人）

議題

対象事業の審査

横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業環境影響評価方法書について

対象事業の質問及び審査

（仮称）横須賀火力発電所新1・2号機建設計画環境影響評価準備書等について

その他

審議経過

対象事業の審査

横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業環境影響評価方法書について

（事務局）

資料1-1「横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業環境影響評価方法書に係る審議資料」により説明。

（事務局）

事業者を紹介。

（事業者）

資料1-2「横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業環境影響評価方法書に係る補足資料」により説明。

（三島会長）

ただ今事業者の方から説明がありました二点、ロジスティクス機能の強化と潮流シミュレーションについて、委員の皆様から御意見、御質問を伺いたいと思います。

まずロジスティクス機能については、室田委員からの御質問だったかと思いますが、室田委員は今日御欠席というのですが何か御意見を頂戴していますか。

（事務局）

室田委員から御意見はお預かりしていません。

（三島会長）

ほかの委員はよろしいですか。

それでは潮流シミュレーションについては、清宮委員お願ひいたします。

（清宮委員）

準備書の段階で今以上に細かく検討するということですので、この内容で結構かと思います。埋立地の最適な形状をどうするか、

このシミュレーションで決まるかどうか分かりませんけども、検討の方よろしくお願ひいたします。

(三島会長)

ほかの委員の方々何か御意見、御質問ありますでしょうか。事務局の方で欠席の委員から御意見を預かっていますでしょうか。

(事務局)

御意見は特に預かっていません。

(三島会長)

分かりました。補足資料についてはおおむね審議が尽くされたと思いますが、いかがでしょうか。それでは事業者の方お疲れ様でした。事務局が御案内しますので御退出ください。

(三島会長)

それでは、答申案の審議に入りたいと思います。

(事務局)

資料1-3「横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業環境影響評価方法書についての答申案」により説明。

(三島会長)

それではこの答申案について御意見を頂きたいと思います。

最初に個別事項について、(1)、(2)とありますけれども、(1)の情報公開、情報交流は片谷委員、二宮委員からの御意見、それから(2)の潮流シミュレーションについては清宮委員からの御意見ですので、まずそれぞれ御発言くださった委員から御意見を頂戴して、その後で全体について、特にお書き以降のところも含めて、諸委員の方から御意見を頂きたいと思います。

まず、個別事項の(1)、片谷委員いかがでしょうか。

(片谷委員)

意見を申し上げたことをこの答申案に反映していただいてありがとうございます。今回この「法令に定める手続に限らず」という文言が入ったことは、かなり踏み込んだ記載と言ってよろしいかと思います。ややもすると、法令に書いてあることだけやればそれで十分と解釈されがちなのがアセスメント制度でありますので、それ以上の対応を事業者に求めると言いますか、自主的な対応をしていただくことがアセスメント制度の前提と私は考えておりますので、このように反映していただいたのは大変ありがたいことと思っています。前回も申し上げましたけれども、このように書きましたので、今後事務局には、事業者とのやりとりの中でこれができるだけ実践されるように更に努力を積み重ねていただくことが必要になりますので、御対応よろしくお願ひしたいと思います。

(三島会長)

事務局、どうぞよろしくお願ひいたします。それから二宮委員は今日御欠席ですが、何か御意見を伺っていますでしょうか。

(事務局)

二宮委員は急遽御欠席となりましたため、特にお預かりはしていませんけれども、答申案の作成に当たっては二宮委員から御了解をいただいているます。

(三島会長)

分かりました。

それでは個別事項の(2)、清宮委員この文言いかがでしょうか。

(清宮委員)

1の審査経緯に、環境影響を受ける範囲と認められる地域は一の政令で定める市の区域内のみとありますが、川崎市など隣接した地区もきちんとモデル化してその影響を準備書の段階でしっかり説明した方が良いのではないかという趣旨で発言をしました。多分きちんと計算しているので周辺への影響は少ないとは思うのですが、自分のところだけ良くて他市町村の区域に少し影響を与えるということにならない手法をとっていただければ良いと思いますので、(2)はこれで結構かと思います。

(三島会長)

そのほかの委員の方々、全体を通してこの答申案について何かありますでしょうか。

事務局の方で欠席委員から何か御意見を預かっていますでしょうか。

(事務局)

欠席委員から預かっている御意見はありません。

(三島会長)

それではこの案件についてはこの程度とし、この答申案のとおり、ただし、個別事項の(2)の括弧は外す、ということで答申として決定したいと思います。いかがでしょうか。

(異議なし)

それではこれをもって答申といたします。この案件についてはここまでとさせていただきます。ありがとうございました。

対象事業の諮問及び審査

(仮称) 横須賀火力発電所新1・2号機建設計画環境影響評価準備書及び条例環境影響評価準備書について

(事務局)

資料2-1 「(仮称) 横須賀火力発電所新1・2号機建設計画環境影響評価準備書及び条例環境影響評価準備書について (諮問)」により

話題。

(三島会長)

では、この事業の環境影響評価準備書等の概要について説明を受けたいと思いますので、事務局は、会場内に事業者を案内してください。

(事務局)

事業者を紹介。

(事業者)

資料2-2 「(仮称) 横須賀火力発電所新1・2号機建設設計画環境影響評価準備書・条例環境影響評価準備書の概要」により説明。

(三島会長)

それでは、ただ今事業者の方から説明のありました内容について、委員の皆様から御意見、御質問を受けたいと思います。自由に御発言いただければと思います。

(斎藤委員)

今日現地を見させていただきありがとうございました。準備書の1,155ページですが、景観の予測に50ミリ相当のレンズを使っているのですけれど、これはなぜなのでしょう。人の視野の範囲はおよそ60度のコーンと言われ、景観の予測では40ミリとか35ミリのレンズを使うのが通常なのですが。というのも、1,159ページの観音崎からの眺望のように引いた景観だとそんなにシビアではないのですけれど、1,161ページ、今日見せていただいたくりはま花の国からだと、本当は敷地内西側にある斜面緑地が一体となって見えるはずなのです。ここの景観の対策とか、それから先ほど丘を造って開放するという話がありましたけれど、緑化計画とか様々なことを考える上で、こここの敷地の中にあれだけの自然の斜面緑地があるということは非常に重要で、それを見逃しているのではないかというのが非常に気になります。

それから1,161ページに建屋の図がありますが、ボイラの高さが約81メートルあり、脱硝装置が後ろに設置されていて、これらを防音するために大きな構造物になっていますが、そもそも防音の建屋の形状が機能的に意味のあるものなのか。

建屋、ボイラのデザインはまだ決定ではないと思いますが、図では縦にスリットを入れていて、横浜港や大きな倉庫などでは、ツートンにして低めに見せるのが最近の傾向かと思ったので、形について簡単に箱をかぶせれば良いというものなのか、それぞれの形に意味があって、もっと細かく分断できるものであれば是非検討していただきたいということです。

1,164ページのフェリーから見た図でも、60度コーンで見れば恐らく左側の先端まで見えているはずで、それから先ほど言った西側の斜面緑地が奥にあって、この左側に造成した7メートルマウンドした緑地をつくるといった非常に良い案ですけど、この奥と手前の関係性についても、やはり奥の自然緑地を前提とした評価、検討をして欲しいと思います。

(事業者)

まず、50ミリ相当を使っているという件に関しましては、我々の中では発電所アセスメントでは通常このレンズを使っているという認識です。

景観の建屋の縦ラインなどデザイン的なものに関しましては、今回、この景観、特に色彩を検討するに当たりまして、地元の横須賀市の景観審議会に事前にお諮りしながら、デザイン、この縦のストライプについても御指導いただきつつ、今このような案にしているということです。意味といたしましては、建物は白をベースにしているのですけれども、ただ広い白い平面ですと非常に圧迫感がある、おっしゃられましたようにかなり大きな建物になりますので、視覚的な圧迫感を押さえるために分節化というか、色で分けるのが良いのではないかということで、このようなデザインに至ったところです。ちなみに煙突につきましても、非常に目立つ存在でありますので、色彩で何とか周辺に違和感のない、自然とマッチするようなことを考えていったらどうかということで、幾つか試行錯誤があったのですが、最終的にこのような案で落ち着いたというところです。

(斎藤委員)

分節化は、まず形の方で、ただ囲ったというのではなく、その形に中の機能の意味があるという形でまず分節化していただいて、色彩でやるのは最後というか、仕上げというイメージでいていただければ良いと思いますので、引き続きよろしくお願ひします。それと西側の斜面緑地なのですが、東京湾など周りを見ても、自然の地形の上にある緑はやはり自然環境のベースなので、人工物は改変してデザインすればもちろん良いのですけど、やはり、その後ろにあるものをきちんと評価してうまく活用していただきたいというのが一番のところです。そこを押さえる上でも、やはりくりはま花の国からの写真ももっと右に振って撮るとか、電力の景観は特に自然地にいけば対角画角60度以上というのが普通なので、その辺はもう一回確認していただければと思います。

(事業者)

改めて確認して回答いたします。

(片谷委員)

大変分厚い図書で全部はとても読みきれていないのですけれども、幾つか気づいたところだけ申し上げたいと思います。

まず、今のパワーポイントでの御説明にもありましたけれども、現況、既存の施設が動いていない状況と動いていた時のことがきちんと区別される必要があるという指摘が多くの委員から出たと思いますが、それに関しては明確に既存の施設が動いていないことを前提とした比較もされているようですので、その点は改善されたと見てよろしいかと思います。

そのほか方法書段階で幾つか説明が十分でないという指摘があったことに対しては、大分改善されていると感じました。

それから大気汚染の中で重金属等の微量物質について、これは460ページの知事意見の中で重金属はきちんと予測評価してくださいと指摘したのですけれども、数字は細かく出していただいて大変良かったと思います。一方で、様々な最新鋭の脱硝装置等で低減を図るということになっているのですけれども、もともと規模が小さいですから、それほど重大な影響ということではないかと思

うのですが、もともとこの意見は住民の方々から重金属に対する懸念の御意見が出ていたことに基づいて私が申し上げたことですので、より住民の方々が安心できるようにという意味では、このような低減措置によって、どの程度重金属等の微量物質が低減ができるのかというところまで説明していただけると良かったかと思っておりまして、今日若しくは次回可能であれば御回答いただきたいと思います。

それから全体的な話ですけれども、「実行可能な範囲で低減が図られている」という表現は十分でないため、「できる限り」ということをきちんと述べてくださいということを申し上げました。今日の御説明にもありました、どの項目についても「実行可能な範囲でできる限り低減が図られている」という文言は入っているのですけれども、本当に最大限を確保したと言えるのかが重要なので、それが理解できるような説明になつてない感じがします。様々な方法を使っているからできる限りなのだという趣旨なのだろうと思いますけれども、もう少し定量的な表現で、定量的に表現できない予測評価項目もありますけれども、できるものに関してはもう少し具体的に、これだけやっているからできる限りなのだ、あるいは数字でこれだけ下がっているからできる限り低減できているのだという主張をしていただきたいと感じました。

(事業者)

まず、重金属等の微量物質についてですが、準備書の697ページの第12.1.1-51表において水銀ほか6項目の大気への排出割合を示しています、例えば水銀ですと排出割合は13パーセント、除去率に換算しますと87パーセント除去できています。こちらの数値につきまして注2にあります、横須賀火力と同型の最新鋭の設備、東京電力フュエル&パワー株式会社常陸那珂火力発電所の実測値のうち平成23年度と平成26年度のものを用いております。最新鋭の設備で実測の最新データは、除去率としても87パーセントと十分な低減効果がある設備です。それによりますと排煙中の重金属の微量物質の濃度は、水銀では0.00091mg/立方メートルになります。この諸元を元に計算した結果が698ページに記載のとおり第12.1.1-53表ですが、水銀ですとバックグラウンド濃度が2.0若しくは2.2ng/立方メートルに対し最大着地濃度が0.0018ng/立方メートルと100分の1以上小さいという結果が得られています。

続きまして「できる限り」について、我々もどのように準備書に表すのが一番良いのか悩んでおりまして、例えば699ページに記載した、評価の結果（ア）回避・低減に関する評価ですが、まず我々としてはできる限りの対策としまして例えは脱硝装置等も最新鋭のものを入れるなど、それぞれの装置でできる限りの対策をとっています。これらの措置によりまして最大着地濃度はまず既設から低減し、さらに新設稼動時だけ見ても寄与濃度は小さいということから、実行可能な範囲内でできる限り影響の低減が図られているものと評価しています。なかなか定量的に表すことが難しい項目についてはこのような書きぶりとしております。一方で例えは温排水とかですが、908ページ等で書いておりますが、保全措置の下にこれらの措置を講じることによって既設から縮小して更に新設の拡散面積は14.7平方キロメートルとなることからできる限り低減が図られているものと、定量的にできるものにつきましては数字も極力入れるようにしています。

(片谷委員)

せっかくこのように寄与率の数字等を具体的に出されているのですから、例えば先ほどの重金属のところですと、699ページに評価の結果が書かれていますけれど、評価の文面の中でも是非そういう数字を使っていっていただきたい。寄与率は重金属については最大でも0.4パーセント程度に抑制されているということを文章中にも書いていただくとより分かりやすいというか、住民の方の安心が得られやすいと思いますので、表と突き合せないとそれが理解できないというのは、余り親切でないなという気がいたします。

それから「できる限り」の中身について今御説明いただきましたけれども、これも数字で書かれているものが確かにあるのですけれども、例えは今温排水のところで説明してくださった14.7平方キロメートルという数字がどのような意味を持っているのかは、この評価のところだけを見るとすぐには理解できなくて、もっと前のいろんな数字を読み合わせると理解できると思うのですが、数字を使われる場合でも、何と比較してこのように下がっているから「できる限り」低減されているという書き方がしてあると、より説得力があると感じました。

(三島会長)

事業者の方、よろしいでしょうか。

(事業者)

はい。

(清宮委員)

二つあるのですが、一つは今日説明していただいた中で、資料2-2のスライド10番で燃料の種類を石炭を選択した理由は一枚に要領良くまとめられているのですけれども、これだけでは十分ではないと考えています。石炭を選択した理由として、大規模な土地改変や海域工事が必要ということと、この図を見させていただくと、ガス導管が横須賀火力まで来てないからできないと、土木工事的な観点からの石炭を選択した理由が示されました。私としては、三種類の燃料で環境に対して一番負荷が小さいものは何かという説明がなかったのが残念です。

もう一つは資料2-2スライド9番を見ると、石炭が常陸那珂と横須賀で、常陸那珂が10パーセント、横須賀21パーセントということで、この関東地区で貴社としてはこの二つのですかね。それで後半の方に、石炭の廃棄物の種類の話が書いてあるのですけれども、今回の準備書の中で石炭灰の処理の仕方については余り丁寧な説明をされてないと感じました。常陸那珂火力発電所の方では、石炭灰のリサイクルはなかなか難しいという議論をずっと続けてきたので、横須賀の方は石炭の量が多いにもかかわらず、十分処理ができるとしています。その二点の説明が私が見た限りは十分準備書で記述されていないという印象を持ちました。

(事業者)

石炭灰の利用につきましてですが、今準備書の中ですと、1,189ページに発電所の運転に伴う産業廃棄物の発生について記載しております。こちらの一番上の燃え殻としての石炭灰（クリンカッシュ）と、一番下のはいじんとしての石炭灰（フライアッシュ）があります。共に、一番右側の「主な有効利用用途」のところに書いておりますが、セメント原料若しくは土木用資材等として有効利用するとしています。今、常陸那珂火力の石炭灰について苦労しているという御指摘もありましたが、私どもが東京電力フュエル＆パワーを通じて実際にセメント会社などともコミュニケーションを取らせていただいている中では、石炭灰について、今後将来的にも需要があると、特に海外等の開発等もある中で、セメントの需要については横ばいの見込みと伺っています。もう一点は、業界新聞であるセメント新聞でも引き続きセメントに対する需要はあると、言い換えますと、石炭灰についても需要はあるとされていまして、それらの状況から、私どもとしましては東京電力フュエル＆パワーが今実際にセメント会社などとも契約して処理を進めておりますが、その実績を踏まえた上で、この事業についても有効利用については努めていきたい、対応していきたいと考えているところです。

（三島会長）

もう一点、石炭選択の理由についてはいかがでしょうか。

（事業者）

最初のスライドで説明させていただいたものとほぼ繰り返しになってしまふかもしれないのですけども、資料2-2のスライド9番、弊社としましては石炭火力をLNG火力とセットで開発するということで、これはエネルギーセキュリティと言いますか、燃料調達のリスクを考慮しまして、一定程度の石炭は必要と考えています。ただし、省エネ法のエネルギーミックス、26対27というところをしっかりと守るように石炭の割合が3に対してLNGが7という、十分に石炭の割合は低く抑えながらも最低限必要な量は、石炭ということで開発させていただきたいと考えています。あとは具体的な地点の割り振りといたしまして、横須賀の今御説明いたしました現況、ガス導管を引くということ自体が非常に大規模な土地改変、あるいは海域の工事が必要になってくるということも併せて考えますと、トータルの環境負荷の低減という観点から考えますと、この地点には必要最小限規模の石炭で開発するのが全体的な環境負荷の低減という観点からも一番合致するのではないかと考えた次第です。

（清宮委員）

私は最初、石炭を選択した理由の説明というのは、土木工事的な観点ではなく、三種類の燃料でどれが最適かというのを説明するのに最善を尽くすことではないかと理解していました。パイプラインを引くとか、LNG基地をつくるというのは、確かにお金がかかりますが、できることではない。現実的に海外とかほかの火力発電所とかではそうやっているので、パイプラインが引かれていないところであれば、石炭でいきましょうと聞こえてしましますので、それは環境負荷に対する評価の中では、良くない表現ではないかと私は思いました。

それから先ほどの石炭灰については、これは処理できるということで、期待はしているのですけれども、私の情報では、これから土木工事もオリンピックを過ぎて落ちてきて、石炭灰の処理というのは皆さん非常に苦労していますので、貴社のように楽観的には余り考えていない人も多いということだけは言っておきます。

（事業者）

様々な観点から燃料を選定したというのは、私どもも非常に考えた末でして、言い方を変えますとこの地点で既存の施設を最大限活用して、そのままいじらずに使える燃料というところでも非常に石炭がマッチしたというところです。

あと石炭灰に関しましては、若干補足のスライドがありまして、今までより一步踏み込んだ設備的な工夫をして、灰を分級する、ふるい分ける設備を今回設置いたします。この上の二つ目の四角でコンクリート混和材への用途拡大のため分級設備を設置とありますが、これは灰をふるい分けて、粒径分布がある一定の幅に分けてそろえるということでJIS灰にすることができる。そうしますと、灰をダイレクトにコンクリート混和材等に利用できるので、こういったことで使い先の拡大を図る工夫をしています。

（宮澤委員）

石炭の粉じんの対策を応用するということで、併せて小型石炭船を使うということですね。現場での覆いは分かるのですが、大型石炭船から小型石炭船に移すとき、ここでも同じような配慮をするということなのですか。

（事業者）

大型石炭船は、既存の石炭を基地にしている事業者が東京湾内あるいはそれ以外でも何箇所かいらっしゃいます。そういう既存のコールセンターという事業を行っている事業者の場所で、大型船で外航船から荷卸しをさせていただきます。そこから、こちらの小型の石炭船に積み替えて、横須賀まで運搬するという計画です。既存の事業者ですので、必要な石炭粉じん対策等は従来からやっていらっしゃるというところです。

（宮澤委員）

そうすると、そこの既存の業者の基地、自分達の会社ではないところでやるし、その対策はきちんとできているから大丈夫だと理解すれば良いのですか。

（事業者）

対策については、そちらの事業者が従来からやっていらっしゃいますので、その点についてはそのように考えています。

（宮澤委員）

要するに、小型船に移して今の既存の施設を使うから、これで大きな影響を与えませんとおっしゃっているのだけれども、結局大型船から小型船に移し替える際に結果的に自分の所ではなくて、他所にそうした迷惑を移し替えているだけではないのかという疑問に答えていないので、説明として不十分ではないかと思いました。

それからもう一つ、温室効果ガスのところで、新設稼動時の排出量と、既設の稼動時の排出量を比べていますが、確かに既設の機械

は、全部が動いていた時期はほとんどなくて、ある時にはこの機械が、ある時にはこの機械がという形で、かなり断続的な稼働だったと思うのです。そうした時と比較してもなお、今回は低減に努めましたという説明をきちんとして、正直な説明にならないのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

(事業者)

まず既設がどのタイミングでどれだけ動いていたかという事に関しては、準備書の480ページ第10.2-1図で横須賀火力の稼働状況をお示ししています。1号機から8号機まで並んでいますが、これを見ますと平成12年くらいまでは基本的にほぼすべての設備が動いていました。その後、平成13年以降それぞれの設備で稼働率が下がって長期計画停止や、また震災等で復活して再稼動等を繰り返して来ています。したがいましてここ15年程度ですと、すべてが動いているという時期はなかなか難しいものではありますが、昭和30年代からずっと30年以上にわたって動いてきたという事で、そちらの設備は昭和30年代・40年代・50年代・平成一桁年代にはすべての設備が稼働していましたので、その時との比較を行っています。一方で、温室効果ガスの対策につきまして、先ほどもパワーポイントのスライドで説明しましたとおり、既設との比較並びに、LNGとセットで開発することによって、国のエネルギー・ミックスと整合した計画とすること、並びに省エネ法のベンチマーク指標の数値・目標を達成していくことで対策を図っていきたいと考えています。

(宮澤委員)

そうでしたらやはり、平成13年から15年以上縮小した時期がありますので、その辺のことも踏まえて、触れたらどうでしょうか。

(吉田委員)

私の方からも温室効果ガス絡みでお話をします。先ほどなぜ石炭かという話もありましたけれども、県知事意見に対する事業者見解にも、BATの導入、事業者が利用可能な最良の技術を採用するということを実施していますというのですが、疑問があると思っています。

それと、一つ前の回答でもありましたけれども、省エネ法のベンチマーク指標を達成できそうだから、ということを全面に押し出してらっしゃいますけども、省エネ法のベンチマーク指標というのは、あくまで熱効率に関するところですので、本当に温室効果ガスの評価をしているわけではないというところで、準備書465ページ、県知事意見の24番にも書いていますけども、「併せて、排出係数及び将来見込みについても準備書で示すこと」と、ここの部分が重要だと思っています。又、464ページ22番のところに「事業者だけでなく、東京電力グループ全体の取組について、以下の点を可能な限り具体的に明らかにすること」とあるのですけれども、一部「達成する見込みである」とは書かれていますが、具体的にどのように達成できるのかというところが書かれていなかのではないかと考えるのですがいかがでしょうか。

(事業者)

まず、省エネ法のベンチマーク指標と二酸化炭素の排出原単位の関係性について。資料2-2の8スライド目をご覧ください。省エネ法のベンチマーク指標がどのような位置づけになっているかと言いますと、まずは一番左にあるエネルギー基本計画がある、それを守るために、エネルギー基本計画の上半分の火力については発電事業者の規制と、下半分の非化石エネルギーについては高度化法の規制となっている。これを守るために効率の指標を設けているのですけれども、効率イコール燃料をいかに効率よく使うかという事なので、これはほぼ二酸化炭素の排出原単位と同じような意義と考えておりまして、建て付け上も省エネ法のベンチマーク指標が効率に紐づいているので、これを守りかつ小売事業者が高度化法を守ることによって、電力業界で二酸化炭素の排出原単位0.37kg-CO₂/kWhというのがあるのですが、これを守れるという仕組みになっていますので、効率という指標を媒介していることによって、二酸化炭素の排出目標にも紐づいているものと認識しています。

もう一つの東京電力グループを含めた話といったしましては、準備書の1,196から1,197ページになります。1,196ページの一番下の表、これはJERA単体の表です。東京電力グループを合せた数字は、今持ち合っていないのですが、1,197ページの一番上、東京電力フュエル&パワーについては、既にA指標とB指標の実績を公表しております。A指標は0.96、B指標は44.9パーセントということで、目指すべき水準はA指標は1以上、B指標は44.3パーセント以上ですので、Bは守れているけどAは守れていない。ただ、A指標というのは効率指標なので、東京電力フュエル&パワーにつきましては古いLNGが多いので、このA指標は守れていないのですけれども、今後2030年に向けてこういった設備の入替え等がありますので、これを踏まえて我々としては守ると考えています。ちなみに、10月に同じくJERAがやっております五井火力発電所、こちらはLNG火力ですけれども、こちらの準備書も出しておりまして、その中で環境大臣から準備書に対する意見を頂いておりまして、その中で「両社（東京電力フュエル&パワーと中部電力）はLNG火力発電所を多く保有し、省エネ法に基づくベンチマーク指標達成の可能性が高いと見込まれる」といった評価を頂いています。これに加えまして、準備書にも書かせていただきましたけれど、達成状況等は自主的に公表していきまして、皆様にお伝えしていきたいと考えています。

(吉田委員)

もちろん排出係数みたいなものは、熱効率からの積み重ねであるのは分かるのですけれども、実際今回対象としている石炭火力だけ見ますと、非常に排出係数の高いものですよね。そういうことがありますので、全体で見る場合にも排出係数というのも大事に扱っていただきたいということと、確かに準備書1,197ページに東京電力の方のA指標、B指標が書かれていて、次の段に「達成する見通しである」と書かれているのですが、ここに関しては、排出係数の見込みが書かれていないということと、達成する見通しというものも、根拠が示されていないので、できる限り根拠というか、その見通しを出していただきたいと思いました。

それとあと一点、1,194ページに「木質ペレット等によるバイオマス混焼を検討している」と書かれているのですが、この検討状況についても少しお聞かせいただきたいと思います。

(事業者)

木質ペレット等につきまして、今の検討状況ですが、現在、既にFIT制度を活用して、バイオマスを利用する考えを考えております。今前にスライドが出ています。こちら下のほうにFITの認定のフローが書いてあります、現在設備としての認定は国から頂いております。その後、電気の系統ですね、接続契約につきまして、こちらを締結したというところまでが現状です。実はまだこの後、事業計画を認定してもらうという手続きがあります。この事業計画を提出して、認定されて始めてFIT制度として認められる事業になるということです。ただ今御承知のとおり、FIT制度については国で見直しが検討されているというところで、今の状態で、今の計画がどうなるのか私たちも分からぬところです。バイオマスを混焼して二酸化炭素の削減を図りたい、ということは大きな目的として持っておりますが、ただ、これ以上の具体的なところは今後のFIT制度のあり方と、それに対する認定、手続きのほうの進捗と、こちらを踏まえて具体化していきたいと考えている状況です。

(三島会長)

この案件につきましてはまだ次回以降に審議を進めていきたいと思っております。委員の先生方は御意見がありましたら事務局のほうにメールなどでお寄せいただければと思っております。事務局で今日御欠席の委員から御意見を預かっていますか。

(事務局)

御欠席の委員からは御意見は賜っていません。

(三島会長)

分かりました。事業者の方お疲れ様でした。事務局が御案内しますので御退室ください。

その他

(事務局)

報告資料「環境影響予測評価書変更届出書提出一覧」により報告。

(事務局)

横須賀ごみ処理施設事後調査報告書（第4回）について報告。

(三島会長)

本日の議題は以上ですが、ほかに何かありますか。

特にないようですので、本日の審査会はこれで閉会といたします。

以上

[このページの先頭へもどる](#)

いいね！ 0

ツイート

このページに関するお問い合わせ先

[環境農政局 環境部環境計画課](#)

[環境農政局環境部環境計画課へのお問い合わせフォーム](#)

環境影響審査グループ

電話 045-210-4070

このページの所管所属は[環境農政局 環境部環境計画課](#)です。